

令和4年7月6日  
生徒指導部

## 自転車通学について

本校では許可制により自転車通学を認めており、全校生徒の約60%が自転車を通学に利用しています。自転車通学はその利便性や経済性からみなさんにとって欠かせないものであると同時に、その反面、交通事故等、常に危険と隣合わせであるという一面をもっています。1学期の間にも、学校周辺や校門付近の道路で人と自転車、自転車同士、自転車と自動車が交錯し、大きな事故につながりかねない状況が見受けられています。さらに危険な状況となる前に、もう一度交通規則・マナーを考え直し、安全な通学を心がけてください。

### 『自転車通学の心得』

#### 1 交通規則・マナーを守る ※自転車は道路交通法により車輛扱いと定められています

道路交通法第70条に「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」とあります。

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外
- ・車道は左側を通行
- ・通行が許可された歩道では歩行者が優先、自転車は車道寄りを徐行
- ・信号を守る
- ・下り坂・カーブでは、速度を落とし、安全に通行する。
- ・住宅地の曲がり角や交差点での一時停止と安全確認をする
- ・道路の横断は必ず横断歩道を通ること
- ・自転車の整備・点検を行う
- ・禁止事項（自転車は車輛扱いのため、違反すると罰則規定が設けられています）
  - 二人乗り、並進（横に並んで走行すること）、夜間の無灯火運転
  - 運転中の携帯電話、音楽等を聞きながらの運転、傘さし運転、蛇行運転 等

#### 2 注意事項

- ・集団登下校中の小学生には特に注意し、子供の安全確保を図ること。
- ・バスの停留所を通過するときは、乗降者に充分注意すること。
- ・通学路を指定された区間は、必ずそのルールを守ること。
- ・「奈良北高校前」バス停西側から富雄川までの長い下り坂は、自転車に乗車したまま下ることはできません。乗車禁止区間として定めています。
- ・違反行為に対しては自転車通学の許可を取り消す場合があります。